

千葉県監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

令和5年1月25日

千葉県監査委員	穴倉輝雄
同	宮原清貴
同	岩井雅夫
同	三瓶輝枝

4千総業第294号

令和5年1月19日

千葉市監査委員 穴倉輝雄様  
同 宮原清貴様  
同 岩井雅夫様  
同 三瓶輝枝様

千葉市長 神谷 俊一

**包括外部監査の結果に基づき講じた措置について（通知）**

平成20年度、平成28年度、平成30年度、令和元年度、令和2年度及び令和3年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により別紙のとおり通知します。

## 平成20年度包括外部監査

監査のテーマ：公の施設の管理及び指定管理者制度に係る財務事務の執行について（指定管理者の財務事務を含む）

### 第2節 指定管理者制度を導入した個別施設に係る事項 第1 コミュニティセンター総論

#### Ⅲ 監査の結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>2. 施設の老朽化対策について【市民総務課】（報告書 P53）</p> <p><b>【結果】</b></p> <p>コミュニティセンターの中には、築年数 30 年を越える施設が 4 施設存在する。これに対し、今後の大規模修繕等の計画がなされておらず、運営においても指定管理者制度の導入による民間依存となっている。</p> <p>コミュニティセンター構想はそもそも「千葉市地区コミュニティセンター建設基本計画」という建設計画が示されたのみで、その後の運営の方向性（老朽化への対応等）についてなんらの基本計画も示されていない。</p> <p>今後は、抜本的な老朽化対策に対応するために、特に老朽化の問題に焦点を当てた運営に関する基本方針を明確にする必要がある。</p> <p>近時、公の施設を中心に、施設維持管理費の適正化や施設の長寿命化、施設再生と用途転換に資する取り組みなどのファシリティ・マネジメントが推進されている自治体も見られることから、単なる建替だけでなく既存の民間施設の活用を含めて検討する必要がある。</p>	<p>畑コミュニティセンター及び幕張コミュニティセンターについては、千葉市公共施設等総合管理計画（令和2年3月改訂）における資産の総合評価において、当面は利用状況等に留意しながら施設を継続し、今後、大規模改修や建替え等の段階で見直しを検討すべき施設として位置付けた。</p> <p>蘇我コミュニティセンターについては、平成28年4月9日に、より建物性能の高い旧蘇我勤労市民プラザ建物へ移転した上で、大規模改修工事を実施した。</p> <p>中央コミュニティセンターについては、施設の一部である体育館、柔道場及び剣道場が、令和5年度中に千葉公園総合体育館に移転・集約化される予定である。また、建物は減築の手法により耐震性を確保するとともに、大規模改修による施設の老朽化対策を行った上で、引き続き市民利用施設として活用することとした（令和10年度供用開始予定）。</p>

## 平成28年度包括外部監査

監査のテーマ：介護保険事業における財務に係る事務の執行について

### 第3 外部監査の結果 II 介護保険事業の監査の結果について

#### 1. 介護保険料の賦課・徴収について (3) 結果 ①介護保険料の徴収猶予について

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>ア. 介護保険料の徴収猶予手続について【介護保険課】（報告書 P28）</p> <p>千葉県では、千葉県介護保険条例の徴収猶予の対象になる保険料を「期限未到来」に限定し、他方で「期限到来済」の保険料については徴収猶予の対象ではなく、千葉県介護保険条例及び同規則に根拠のない「分割納付」の対象として処理している。</p> <p>徴収猶予の手続について、平成28年5月16日付「介護保険料猶予制度等事務マニュアル」が作成されるまでの間、千葉県介護保険条例第10条第2項が定めている「徴収猶予を必要とする理由を証する資料」の徴収を行わず、介護保険料徴収猶予決定通知書の送付も行っていなかったものの、上記マニュアル作成後は、千葉県介護保険条例及び同規則に則った処理を行っている。</p> <p>他方、期限到来済の保険料については、平成28年5月16日付「介護保険料猶予制度等事務マニュアル」が作成後も、滞納者が分納を希望する場合には、区長は、滞納者から介護保険料納付誓約書の提出を受けただけで、原則1年以内の分納を認めている。</p> <p>「期限到来済」の保険料については、「期限未到来」の保険料と比較して、既に滞納が生じている以上、その分納についてはより慎重な判断が要求されるところ、現在の運用では、「期限未到来」の保険料が徴収猶予の規定により徴収猶予の可否が判断されている一方で、「期限到来済」の保険料については、条例や規則に根拠なく、介護保険料納付誓約書の提出のみで徴収猶予より長期間の「分割納付」を認めることになっている。</p> <p>介護保険法第142条は「市町村は、条例で定めるところにより、特別の理由がある者に対し、保険料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。」と規定し、同条を受けて、千葉県介護保険条例第10条に保険料の徴収猶予についての規定</p>	<p>条例等に根拠のない分割納付の手続を廃止し、徴収猶予又は換価猶予の各規定に基づき、手続を実施することとした。</p> <p>なお、取扱要綱及び事務処理マニュアルの一部を改正し、納期限到来済の保険料についても、所定の場合に徴収を猶予することができるよう取扱いを変更した。</p>

が定められている。この点、介護保険法第 142 条は徴収の猶予の対象と保険料について、「期限未到来」の保険料に限定していない。したがって、条例に根拠がなく、かつ同条例における徴収猶予手続より緩和された手続で「分割納付」を認めている現在の運用は同法に違反していると考ええる。

なお、千葉市介護保険条例第 10 条も文言上、徴収猶予の対象となる保険料を「期限未到来」に限定しておらず、「期限到来済」の保険料についても、同条による徴収猶予の対象とすることは可能であると考ええる。

**【結果】**

「期限到来済」の保険料について分割納付を認めるための根拠を千葉市介護保険条例に規定するか、あるいは同条例第 10 条第 2 項が定める徴収猶予の対象に含めて分割納付の手続を採られたい。

## 平成28年度包括外部監査

監査のテーマ：介護保険事業における財務に係る事務の執行について

### 第3 外部監査の結果 II 介護保険事業の監査の結果について

#### 1. 介護保険料の賦課・徴収について (3) 結果 ①介護保険料の徴収猶予について

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>イ. 分割納付期間について【介護保険課】（報告書 P30）</p> <p>千葉市では、分割納付の場合は原則1年以内での分割納付を認めている。しかし、滞納額が10万円を超えるケースで平成30年12月3日までの長期の分納計画を認めているものや、最終回以外の支払金額は「2,000円」と少額でありながら、最終回は残額全額「3万8,304円」を支払う計画とし、その後、最終回の残額については再度新たな「介護保険料納付誓約書」により、再分割納付による分納計画を提出させているケースがあり、通算すれば実質的には1年を越える期限を事実上認めている。</p> <p>上記アで述べたとおり、千葉市の現在の運用では、「期限到来前」の保険料については、千葉市介護保険条例第10条により6月以内の徴収猶予が可能である一方で、「期限到来後」の保険料については、条例に根拠のない「分割納付」を認めており、分割納付期間も徴収猶予の場合の倍の1年である。更に、再度の分割納付を認めることで、原則1年以内の定めを潜脱する結果になっている。</p> <p>他方で、滞納額が多く、支払原資が乏しいような場合には、1年以内で完済する分納計画を作成することは困難であり、また、分納計画が履行される可能性も低い。</p> <p><b>【結果】</b></p> <p>現在の「分割納付」手続について、条例上の根拠が必要であることは「ア. 介護保険料の徴収猶予手続について」（報告書 P28）で述べたとおりであるところ、分割納付期間については、現在の徴収猶予と同じ6月以内の期限しか認めないと、実効的な分納計画を作成する上で、柔軟な処理を阻害し、実務において上記のような脱法的な弁済計画を作成せざるを得ない要因になる。</p> <p>そのため、分割納付の期間について、滞納金額と滞納者の資力に応じて、合理的な期限について</p>	<p>過年度の保険料滞納分を統一滞納整理組織へ事務移管することに伴い、徴収事務が市税と一体的に実施されることとなったため、千葉市介護保険条例及び取扱要綱の一部を改正し、市税に合わせて徴収猶予の期間を1年以内に変更した。</p>

も設定することができるよう、条例又は少なくとも  
も要綱において定められたい。

## 平成28年度包括外部監査

監査のテーマ：介護保険事業における財務に係る事務の執行について

### 第3 外部監査の結果 II 介護保険事業の監査の結果について

#### 1. 介護保険料の賦課・徴収について (3) 結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>⑤不納欠損処理と時効管理について【介護保険課】（報告書 P33）</p> <p>市では、滞納介護保険料について、2年間の消滅時効期間（介護保険法第200条第1項）の経過をもって、不納欠損処理を行っている。</p> <p>介護保険料の滞納債権に係る2年間の消滅時効の起算日については、①督促状の納期限、②分納の申し出があった場合には分納誓約書の日付、③分納誓約等により一部弁済があった場合には一部弁済の日付を基準に管理している。</p> <p>他方で、市は、分納誓約書の提出を伴わない債務者から支払猶予の申出があったとしても、債務承認としての時効中断事由として扱っていない。</p> <p>また、納付書による一部弁済や分納誓約書に基づく分割払いがあったとしても、充当された期の介護保険料債務のみ時効中断債務承認としての時効中断を認め、滞納している介護保険料全体に対する時効中断として処理していない（例えば、第1期から第6期までを滞納しており、第1期の保険料の一部が支払われたとしても、他の第2期から第6期までの滞納保険料の時効中断効は生じないとの取り扱いをしている。）。</p> <p>債務承認が時効の中断事由とされているのは、債務者が債務を認め、当事者間で債権の存在が明らかになったため、債権者として時効中断のために敢えて権利行使をする必要がなく権利行使を控える理由によるためである。したがって、債務者が上記例において、第1期から第6期までの滞納を認識したうえで、その一部を支払った場合には、当事者間では第1期から第6期までの滞納の存在が明らかになっているため、時効中断の効力が滞納債務全額に及ぶことになる。</p> <p>そのため、債務者からの支払猶予の申出や一部弁済は、債務承認として滞納介護保険料全体に対する時効中断効があると考えられるため、滞納介護保険料全体について当該時効中断の時点から新</p>	<p>法令等に基づいた適正な手続を実施するため事務処理マニュアルを作成するとともに、全体の債務を承認したことが明確になるよう、納付誓約書の様式を改めた。</p>



たに時効が進行することになるにも拘らず、介護保険システムに反映していない。そのため、介護保険システム上は、未だ消滅時効期間が経過していないにも拘らず、消滅時効が完成したものとして取り扱われている。

現在の市の運用では、実質的には時効中断と判断することができ、未だ時効により消滅していない債権についてまで時効により消滅したものとして不納欠損処理を行い、債権管理の対象から除外していることから、不適法な債権管理と言わざるを得ない。

また、抽出したサンプル 21 件のうち、9 件が生活困窮に分類されており、そのうち 8 件において、平成 26 年度及び平成 27 年度中における「債務承認」を確認することができる。このことから、上記のサンプル以外で「生活困窮」に分類されるケースにおいても、債務者に直接接した上で「債務承認」が認められるケースが多数を占めるものと推察される。

#### 【結果】

時効中断事由及び時効中断対象債権を適切に把握し、未だ消滅時効が完成していない債権を不納欠損処理しないようにされたい。なお、債務者と折衝する際には、分納誓約書の提出に至らないケースにおいても、口頭の債務承認のみでは時効中断の証拠として客観性が不十分であることから、債務承認書等の「債務承認」を客観的に確認できる書面を用いるなどして、債務者に債務を認めさせた上で、時効中断として処理をされたい。

## 平成30年度包括外部監査

監査のテーマ：業務委託に係る事務の執行について

### 第5 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見（各論）

#### 1. 市役所コールセンター等構築・運用業務委託（No. 51）【市民局市民自治推進部広報広聴課】

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>(2) 審査会による審査【広報広聴課】（報告書 P101）</p> <p>本委託業務は、市役所コールセンターのリニューアルに関する構築、運用業務の委託であり、市に最も優れた企画提案をする事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式を採用している。</p> <p>「千葉市市民局入札参加資格等審査会設置要綱」によれば、1件当たりの設計金額（予定価格）が1,000万円以上のものに係る随意契約について、「随意契約の相手方及び理由に関すること」を審査会で審議することとしている。</p> <p>本随意契約はプロポーザル方式を採用するものの、予定価格は5億72百万円であったことから、「随意契約の相手方及び理由に関すること」の審査を要求されるが、入札参加資格等審査会が開催されていない。</p> <p>「千葉市市民局入札参加資格等審査会設置要綱」では審査会による検討が必要とされているが、発注課担当者によると、選定の際に開催した「選定委員会」が当要綱第2条但し書「所管課（業務委託等の発注課）において個別に入札参加資格等を審査するための委員会等を設けるものを除く。」に該当すると考えていたため開催されなかったとのことである。</p> <p>しかしながら、プロポーザル方式にあっても随意契約の一形態であり、本委託業務の事業者選定に当たり、プロポーザル方式を採用した理由（随意契約の理由）については、審査会で適切に審議される必要があったと考える。</p> <p><b>【指摘】</b></p> <p>審査の機能強化及び手続の透明性及び公平性を確保する観点から、審査会設置要綱に基づき、適正に審査を実施されたい。</p> <p>本委託業務においては、プロポーザル方式を採用しているものの、価格競争によらないプロポーザル方式を採用する理由について、審査会にて十分な審議が必要であったと考える。</p>	<p>令和4年12月に更新を行う本委託業務については、「千葉市市民局入札参加資格等審査会設置要綱」に基づき、令和4年2月4日付けで実施した入札参加資格等審査会にて適切に審査を行った。その結果、総合評価落札方式一般競争入札により事業者を選定する旨承認され、令和4年5月10日付けで事業者を決定した。</p>

## 平成30年度包括外部監査

監査のテーマ：業務委託に係る事務の執行について

### 第5 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見（各論）

#### 18. 特定健康診査等のデータ入力委託（No. 73）【保健福祉局健康部健康保険課】

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>(2) 契約書の内容【健康保険課】（報告書 P114）</p> <p>市と一般社団法人千葉市医師会（以下、「千葉市医師会」という。）との間では、「平成29年度特定健康診査等委託契約書」を平成29年4月1日付で締結しており、特定健康診査等のデータ入力委託もこの契約に包含される。本契約書は、千葉市医師会と市が協議のうえ作成した様式のもの継続的に使用されており、市の所定様式の委託契約書が使われていない。そのため、契約書の中には秘密保持の条項や、瑕疵担保責任の条項が含まれていない。</p> <p>本委託業務の中には、特定健康診査等に係るデータ入力結果等、秘密保持事項の対象となるものがあるため、本契約においても秘密保持の規定が明記される必要があると考える（なお、個人情報特記事項については市所定のものが契約書に含まれている。）。</p> <p>また、本委託業務においては、委託業者からの入力データの納品が仕様に適合したものである必要があるため、成果物の瑕疵に対して修補とともに損害賠償を定めた規定を契約書上、明記する必要があると考える。</p> <p><b>【指摘】</b></p> <p>委託契約を締結する際には、市の所定の委託契約書を使用するか、もしくは秘密保持や瑕疵担保責任の条項が規定された契約書を作成されたい。</p>	<p>令和4年度特定健康診査等委託から、秘密保持及び契約不適合責任（令和2年4月1日付け民法改正前の「瑕疵担保責任」に相当するもの）の条項が規定された契約書を作成した。</p>

## 令和元年度包括外部監査

監査のテーマ：保育事業に係る事務の執行について

### 第5 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

#### 6. 公立保育所等の運営に係る事務 (9) 監査の結果及び意見【幼保支援課、幼保運営課】

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>⑩給食事務における「給食事務システム」のログインID・パスワード管理について【幼保運営課】 (報告書 P268)</p> <p>「給食事務システム」には、幼保運営課指導班、各公立保育所等に常置されたパソコンからログインすることが可能であり、幼保運営課指導班担当者が管理者ユーザーとして、各保育所等の栄養士が保育所ユーザーとして当該システムを使用している。また、給食システムの操作権限は、管理者ユーザーと保育所ユーザーで各々異なる内容が設定されている。</p> <p>その一方で、保育所ユーザーとしてのログインID、パスワードは施設毎に1つずつ定められているが、その内容は他の保育所ユーザーでも推測可能な簡易なものであり、かつ、ログインIDとパスワードが同一で、パスワードの定期的な更新も行われていない。このため、保育所ユーザーが他のユーザーとしてログインすることが容易な状況になっている。また、管理者ユーザーに係るログインID、パスワードについても同様に簡易なものとなっており、実際の給食事務の中で、毎月の献立作成を行う栄養士は、管理者ユーザーとして給食事務システムにログインし、「予定献立データ作成」処理で献立内容の登録を行っている。</p> <p>現状におけるアクセス管理の運用では、幼保運営課指導班担当者のみに権限が限定されているマスタ登録や修正について、各保育所等において権限外の処理が行われるリスクがある。また、推測が容易で簡易なパスワードが設定されている状況下では、操作権限を持たない者が「給食事務システム」へ安易にログインすることが可能になり、情報の書き換え、漏えい、消失などのリスクが高くなる。</p> <p>【結果（指摘）】</p> <p>「給食事務システム」へのアクセス管理について、権限外の不正な処理を防止するために、ログ</p>	<p>保育所ユーザーのログインパスワードについては、容易に推測できないものへ変更し、今後、定期的に更新することとした。</p> <p>また、幼保運営課の担当者だけに権限が限定されているマスタ登録や修正については、システム改修により、操作権限を持たない者がログインできないよう改めた。</p>

イン ID やパスワードの管理を強化されたい。

現状、各保育所ユーザーのパスワードは容易に推測できるものとなっているため、設定できるパスワードの要件を見直すとともに、必要に応じて定期的なパスワード変更を行うことが必要である。特に管理者ユーザーに係るパスワードについては、幼保運営課指導班の担当者が保育所等の栄養士から定期的に配置される状況を踏まえると、職員配置替えの都度、パスワードの変更を行う運用が必要と考える。

また、当該システムを利用するユーザーが、給食事務における職務分掌に従い、自身に付与されるユーザー権限のみで業務が行えるよう、操作権限の設定を見直す必要がある。

令和2年度包括外部監査

監査のテーマ:道路・橋梁の整備・維持管理、自転車駐車場・保管場の管理及び自転車を活用したまちづくり事業に係る財務に関する事務の執行について

第3 外部監査の結果 第2章 個別監査の結果 第1節 土木部監査対象課・所の監査結果

2-2. 花見川・稲毛土木事務所の監査結果 (3) 監査結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>④文書管理について【花見川・稲毛土木事務所】 (報告書P110)</p> <p>現場往査に際し、勤務時間中は施錠されていない事務所外の倉庫の中で「機密文書」と記載された箱が約 100 箱保管されている状況を確認した。</p> <p>これらの文書は、概ね平成 29 年頃から 保管されているということであり、文書保存年限が過ぎたものであっても、適時適切に、公文書の廃棄処分等がなされていなかったことを意味する。</p> <p><b>【結果：指摘】</b></p> <p>現在、倉庫で保管されている「機密文書」は約 450 箱を把握することができるが、個人情報を含む文書の管理としては、不適切であるため、明らかに保存年限を過ぎても不必要に保管されている文書に関しては、廃棄処分の手続きをとられたい。</p>	<p>保存期間を経過した機密文書のうち、保存期間を延長する必要がないものについては、適切に廃棄処分の手続を行った。</p>

## 令和2年度包括外部監査

監査のテーマ：道路・橋梁の整備・維持管理、自転車駐車場・保管場の管理及び自転車を活用したまちづくり事業に係る財務に関する事務の執行について

### 第3 外部監査の結果 第2章 個別監査の結果 第1節 土木部監査対象課・所の監査結果

#### 2-3. 若葉土木事務所の監査結果 (3) 監査結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>⑤固定資産管理の適正性：売払処理について【若葉土木事務所】（報告書 P131）</p> <p>若葉土木事務所では道路維持作業において使用する作業機会が少なくなったことを理由として、特殊車両（グレーダー）の売払処分の手続きが進められていた。</p> <p>当該車両については、取得年月が平成7年7月で、一般的な特殊車両の耐用年数4年～7年を大幅に経過しているため、売払価値としては、鉄スクラップとしての価値を見込むことが適当であるものと考えられ、会計室の通知（平成18年12月5日付け「不用物品の売払処分事務について（通知）」）でも「売払においては、中古品としてではなく、スクラップを原則とすること」と記載されている。</p> <p>売払処分に際しての予定価格については、鉄スクラップとして積算された価格に基づき、入札が行われていたが、歳入予算では中古品の価値で積算されていたため、予定価格と歳入予算額は大きく乖離していた。</p> <p><b>【結果：指摘】</b></p> <p>車両の売却に係る予算の積算を行うに当たっては、令和元年度の当初予算で積算したような中古車としての積算ではなく、千葉県物品会計規則等の規定の趣旨を踏まえて、鉄スクラップとして予算の積算を行う必要があり、今後、同様の事務処理に当たってはマニュアル等に今回の事例を明確に追記するなどして、所内に周知されたい。</p>	<p>令和4年6月1日付で、土木管理課長から土木部内の各所属長に対し、車両の売払いに係る予算の積算方法について周知し、再発防止の徹底を図った。</p>

令和2年度包括外部監査

監査のテーマ：道路・橋梁の整備・維持管理、自転車駐車場・保管場の管理及び自転車を活用したまちづくり事業に係る財務に関する事務の執行について

第3 外部監査の結果 第2章 個別監査の結果 第2節 道路部監査対象課の監査結果

3. 街路建設課（道路計画課）の監査結果 (3) 監査結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>②買収した用地に対する会計処理について【街路建設課】（報告書 P278）</p> <p>街路建設課における固定資産増減調査票を確認した結果、令和元年度に用地買収に伴い取得した土地について、勘定科目が「土地」として処理されていた。</p> <p>固定資産取得に伴う会計処理において、いわゆる本勘定と呼ばれる「土地」への計上は、事業に供した時点であり、道路建設の場合においては道路が完成した時点で処理される必要がある。取得に伴い支払いが生じた時点から事業の供する（道路完成）までは、「建設仮勘定」にて処理することが適切である。</p> <p><b>【結果：指摘】</b></p> <p>用地買収に伴う取得であり、道路がいまだ完成していない土地については、建設仮勘定へ振替えることが必要であり、今後適切に処理されたい。</p>	<p>買収により取得した道路用地の会計処理については、道路が完成し事業に供するまでは「建設仮勘定」にて処理する旨を「用地担当業務マニュアル【道路部用】」に記載し、当該処理を徹底することとした。</p>



## 令和3年度包括外部監査

監査のテーマ：公園緑地部が所管する公園等の整備・維持管理に係る事務の執行及び千葉市出資団体である株式会社千葉マリスタジアムの出納その他の事務の執行について

### 第3 外部監査の結果 II 各論としての外部監査結果

#### II-1 公園緑地事務所及び千葉市動物公園の監査結果について 1. 中央・美浜公園緑地事務所の監査結果について (3) 結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>③備品管理について【中央・美浜公園緑地事務所】 （報告書 P64）</p> <p>中央・美浜公園緑地事務所における令和3年6月29日現在の備品明細一覧表に記載されている369件のうち、任意の39件について現物の確認を行ったところ、確認できなかった備品が10件あった。</p> <p>当該事務所は、令和3年4月1日において組織体制の変更があったが、組織体制の変更から間もない時期であったこともあり、備品明細一覧と現物の照合作業とその結果に基づく不用決定や廃棄手続等の出納手続きが失念されていた。</p> <p>今回の監査で検出した備品の管理不備はサンプルによる監査結果であるため、この検出事項以外にも現物を確認することができない備品が推定される。</p> <p>【結果（指摘）】</p> <p>適正な備品管理のためには備品明細一覧表等の備品台帳と現物との照合を定期的を実施し、その照合作業において備品の現物が確認できなかった備品についてはその原因調査を行い、その結果を評価したうえで、過年度における廃棄漏れ等であること確定した場合は、物品会計規則に従い不用決定等適正な出納処理手続を実施されたい。</p>	<p>原因調査を行った結果、過年度における廃棄漏れであったため、適正に廃棄手続を行った。</p>

## 令和3年度包括外部監査

監査のテーマ：公園緑地部が所管する公園等の整備・維持管理に係る事務の執行及び千葉市出資団体である株式会社千葉マリスタジアムの出納その他の事務の執行について

### 第3 外部監査の結果 II 各論としての外部監査結果

#### II-1 公園緑地事務所及び千葉市動物公園の監査結果について 2. 花見川・稲毛公園緑地事務所の監査結果について (3) 結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>③備品管理について【花見川・稲毛公園緑地事務所】（報告書 P74）</p> <p>現場往査時に備品に関して実査を行ったところ、13の備品について登録番号が記載された備品シールの貼付が確認できず、備品台帳と照合ができなかった。</p> <p>シールが剥がれた場合に、シールが剥がれたことを報告し、早期に新たなシールを貼付するか又は当該備品に登録番号を直接記載する方法かのいずれかを選択して備品の適正な管理を行う必要があるが、実施されていなかった。</p> <p>【結果（指摘）】</p> <p>適正な備品管理を行うためにも備品を登録番号で識別することができなければならず、仮に備品シールが剥がれている場合は、定期的な実査の際に備品シールを更新し、また、その備品が使用状況等から備品シールを貼付することが不適切である場合は、当該備品に直接、登録番号を記載することを検討されたい。</p> <p>なお、現場往査時において上記の状況を指摘した結果、登録番号が記載された備品シールを各備品に貼付する対応が行われたという報告を受けた。</p>	<p>指摘の対象となった13の備品について、令和3年度中に備品シールを貼付する対応を行った。</p>

## 令和3年度包括外部監査

監査のテーマ：公園緑地部が所管する公園等の整備・維持管理に係る事務の執行及び千葉市出資団体である株式会社千葉マリスタジアムの出納その他の事務の執行について

### 第3 外部監査の結果 II 各論としての外部監査結果

#### II-1 公園緑地事務所及び千葉市動物公園の監査結果について 3. 若葉公園緑地事務所の監査結果について (3) 結果 ③事務所移転に係る諸問題について

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>ア. 公有財産の異動（行政財産の用途廃止）について【若葉公園緑地事務所】（報告書 P85）</p> <p>若葉公園緑地事務所は、令和3年8月1日付けで、施設老朽化に伴い、泉自然公園内から若葉土木事務所建物内に移転している。</p> <p>泉自然公園内にあった旧事務所建物については、千葉市公有財産規則に基づき、用途廃止に伴う行政財産から普通財産への異動手続きが必要であったが、規則第39条に基づく管財課長への通知は実施されていなかった。</p> <p>【結果（指摘）】</p> <p>公有財産の異動の事実が生じた際には、千葉市公有財産規則に従い、異動に関する手続について、所定の手続が遅延することなく適時に行うことができるよう対応されたい。</p> <p>なお、外部監査での指摘を受け、若葉公園緑地事務所では、令和3年9月9日、千葉市公有財産規則第39条第2号に基づく公有財産（建物）異動通知書が管財課長宛に提出され、行政財産から普通財産への変更手続が実施されていることを確認した。</p>	<p>令和3年9月9日付けで、千葉市公有財産規則第39条第2号に基づく公有財産（建物）異動通知書を管財課長宛てに提出し、行政財産から普通財産への変更手続を行った。</p>

## 令和3年度包括外部監査

監査のテーマ：公園緑地部が所管する公園等の整備・維持管理に係る事務の執行及び千葉市出資団体である株式会社千葉マリスタジアムの出納その他の事務の執行について

### 第3 外部監査の結果 II 各論としての外部監査結果

#### II-1 公園緑地事務所及び千葉市動物公園の監査結果について

#### 3. 若葉公園緑地事務所の監査結果について (3) 結果 ③事務所移転に係る諸問題について

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>イ. 物品の不用決定手続きについて【若葉公園緑地事務所】（報告書 P86）</p> <p>旧・若葉公園緑地事務所建物を視察したところ、ブラウン管テレビ1台（一般物品）が確認された。老朽化により使用が見込まれないとのことであったが、使用見込みがないと認められた時点で、千葉市物品会計規則第42条の規定に基づく不用の決定手続きを実施すべきであった。</p> <p>【結果（指摘）】</p> <p>物品については、使用見込みがないと判断した際には、千葉市物品会計規則に従い、遅滞なく、物品の不用決定の手续を実施されたい。</p> <p>なお、外部監査での指摘を受け、若葉公園緑地事務所では、このブラウン管テレビ1台（一般物品）については、令和3年9月15日、不用決定手續が実施されていることを確認した。</p>	<p>使用見込みのない一般物品について、令和3年9月15日に不用決定手續を実施した。</p>

## 令和3年度包括外部監査

監査のテーマ：公園緑地部が所管する公園等の整備・維持管理に係る事務の執行及び千葉市出資団体である株式会社千葉マリスタジアムの出納その他の事務の執行について

### 第3 外部監査の結果 II 各論としての外部監査結果

#### II-1 公園緑地事務所及び千葉市動物公園の監査結果について

##### 5. 千葉市動物公園の監査結果について (3) 監査結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>① 招待券等の受払と廃棄の管理について【動物公園】（報告書 P108）</p> <p>物品会計規則第 46 条では、出納又は保管する物品については、出納簿等の帳簿を備え、物品の分類及び品目ごとにその増減等による数量、現在高その他必要な事項を記録しなければならないとされている。しかし、動物公園では、招待券と割引券（以下、「招待券等」という。）について、払出数量のみが記載され、現在高数量が出納簿へ記載されていないことが確認された。</p> <p>招待券等は金券であり、換金性が高く、配布した招待券等が安易に他者へ渡り、入園料収入の減少に結びつかないように注意する必要があるため、受払管理をしていない事務は適切ではなく、同規則第 46 条に準じて、増減数量及び現在数量を記録し、金券と同等の管理を行う必要があると認められるため、同規則に準じた帳簿を備える必要がある。</p> <p><b>【結果：指摘①】</b></p> <p>招待券等の受払については、物品管理事務の透明性を確保し、招待券等の適切な管理を確保するためにも、招待券等は物品会計規則に準じて管理する必要があることから、動物公園は、出納簿には払出数量だけでなく、増減数量及び現在数量を受払の都度、適時・適切に記録する事務を徹底されたい。</p> <p>なお、この指摘事項について、動物公園では監査での指摘を受けて、招待券の受払時に増減数量及び現在数量を受払の都度記録するように、令和3年度において様式を修正し措置されていることを確認した。</p>	<p>出納簿について、入園招待券及び割引券の増減数量及び現在数量を記入する様式に改め、令和4年度分から改正した出納簿へ記録することとした。</p>

## 令和3年度包括外部監査

監査のテーマ：公園緑地部が所管する公園等の整備・維持管理に係る事務の執行及び千葉市出資団体である株式会社千葉マリスタジアムの出納その他の事務の執行について

### 第3 外部監査の結果 II 各論としての外部監査結果

#### II-1 公園緑地事務所及び千葉市動物公園の監査結果について

##### 5. 千葉市動物公園の監査結果について (3) 監査結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>① 招待券等の受払と廃棄の管理について【動物公園】（報告書 P108）</p> <p>動物公園の各種入園券は、原則として、毎年デザインがリニューアルされる。また、物品会計規則第 42 条では、使用中の物品のうち、将来使用の見込みがないと認められる物品があるときは、物品処理伺書により不用の決定をすることができる」とされている。しかし、動物公園では、有効期限が切れた招待券等について、決裁を受けることなく機密文書として廃棄処分されていることが確認された。</p> <p>有効期限が切れた招待券等については、将来使用の見込みがないと認められる物品に該当するため、決裁を受けることなく廃棄している事務は適切ではなく、同規則第 42 条に準じて、出納簿の上で不用の対象となる招待券等の種類と数量を明示し、所属長の決裁を受けた後に出納簿で払出として記載して抹消し、廃棄する必要がある。</p> <p><b>【結果：指摘②】</b></p> <p>招待券等の廃棄については、物品管理事務の透明性を確保し、招待券等の適切な管理を確保するためにも、招待券等は物品会計規則に準じて管理する必要があることから、動物公園は、有効期限が切れた招待券等を廃棄するときは、廃棄の対象となる招待券等の種類と数量を明示し、所属長の決裁を受けた後に廃棄する事務を徹底されたい。</p>	<p>有効期限が切れた令和3年度の招待券等について、令和4年6月に廃棄対象の種類と数量を明示し、所属長の決裁を受けた後に、廃棄した。</p>

## 令和3年度包括外部監査

監査のテーマ：公園緑地部が所管する公園等の整備・維持管理に係る事務の執行及び千葉市出資団体である株式会社千葉マリスタジアムの出納その他の事務の執行について

### 第3 外部監査の結果 II 各論としての外部監査結果

#### II-1 公園緑地事務所及び千葉市動物公園の監査結果について

##### 5. 千葉市動物公園の監査結果について (3) 結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>⑥医薬品等の管理について【動物公園】（報告書P119）</p> <p>動物公園では、動物の病気、怪我等に対応するために毒劇物、その他一般の治療用医薬品及び動物麻酔に使用する麻酔銃等の非常用鉄砲を所有、管理している。</p> <p>薬事法第48条第1項では、業務上毒劇薬を取り扱う者は、これを他の物と区別して貯蔵しなければならないとされており、同条第2項では、毒劇薬を貯蔵する場所には、かぎを施さなければならないとされている。動物公園では、医薬品等は、麻酔薬、消炎剤、消化器疾患薬等の使用目的別に分類・保管しており、薬品庫にはかぎを施している。しかし、毒劇薬と他の医薬品等を区別して貯蔵していないことが確認された。</p> <p><b>【結果（指摘）】</b></p> <p>毒劇薬の管理については、医薬品等の管理事務を適正に実施するためにも、動物公園は、毒劇薬については、適切に区画を分けて保管する事務を徹底されたい。</p> <p>なお、この指摘事項について、動物公園では監査での指摘を受けて、令和3年度において家畜保健衛生所にも確認した上で、区画を分けて保管していることを確認した。</p>	<p>令和3年度中に、毒劇薬については適切に区画を分けて保管している。</p>

## 令和3年度包括外部監査

監査のテーマ：公園緑地部が所管する公園等の整備・維持管理に係る事務の執行及び千葉市出資団体である株式会社千葉マリスタジアムの出納その他の事務の執行について

### 第3 外部監査の結果 II 各論としての外部監査結果

#### II-2 大規模公園等の監査結果について 1. 千葉公園の監査結果について (3) 結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>① 千葉公園・好日亭の備品台帳の記載について</p> <p>①【中央・美浜公園緑地事務所】(報告書 P145)</p> <p>物品は、地方財政法第8条が定める財産管理の基本原則のもとに、経済的価値を損なうことなく維持保存し、効率的な活用を図っていく必要があるため、その出納、保管の状況を正確に記録、整理し、管理の状態を明らかにしておく必要がある。</p> <p>市所管課では、備品明細一覧表（重要物品）には、抹茶茶碗、なつめ、茶釜、茶筌くせ直し、茶杓等の茶道具について「茶道具（一式）」として登録し、別途「千葉公園・好日亭/備品等貸出し表」により個々の物品を管理している。</p> <p>個々の物品において亡失又は損傷が発生した際、貸出し表上では、物品名を二重線で消す等の対応を取っているが、備品明細一覧表上では重要物品一式として登録されたままとなっており、備品管理の実態と異なっている。</p> <p>【結果（指摘）】</p> <p>重要物品として茶道具一式と記載して登録されている物品について、実際の貸し出しや利用状況としては、機能的には必ずしも一体として利用するものではないことから、個別の貸し出しの実態に合わせた物品登録の方法について主務課と相談して見直しを検討されたい。また、その際には、現時点で重要物品として登録がされていることから、その登録方法を見直し、物品の利用実態に合った取り扱いを検討し、現在の重要物品の登録の可否を検討されたい。</p>	<p>重要物品として登録している「茶道具（一式）」について、各物品ごとに価格算定し、2万円以上の価値があるものを備品として登録した。</p>



## 令和3年度包括外部監査

監査のテーマ：公園緑地部が所管する公園等の整備・維持管理に係る事務の執行及び千葉市出資団体である株式会社千葉マリスタジアムの出納その他の事務の執行について

### 第3 外部監査の結果 II 各論としての外部監査結果

#### II-2 大規模公園等の監査結果について 1. 千葉公園の監査結果について (3) 結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>② 千葉公園・好日亭の備品台帳の記載について</p> <p>②【中央・美浜公園緑地事務所】（報告書 P145）</p> <p>物品は、地方財政法第8条が定める財産管理の基本原則のもとに、経済的価値を損なうことなく維持保存し、効率的な活用を図っていく必要があるため、その出納、保管の状況を正確に記録、整理し、管理の状態を明らかにしておく必要がある。</p> <p>備品明細一覧表に記載されている「掛軸類（し行）軸一行物（広間用）」については、現場往査時に確認ができなかった。担当者からの回答では既に滅失、破損、汚損又は紛失等に伴い消失しているものであるとのことであった。</p> <p>保管する物品について亡失又は損傷があったときは、直ちに物品伺書により物品管理者に報告しなければならない。過年度において破損等により廃棄しているにも拘らず、物品処理伺書により報告が漏れているのは法規性に反する取扱いとなっている。</p> <p>【結果（指摘）】</p> <p>一般物品として登録されている掛軸類（し行）軸一行物（広間用）について、亡失しているため、直ちに物品処理伺書により物品管理者に報告するとともに、廃棄の事務手続を実施されたい。</p>	<p>掛軸類（し行）軸一行物（広間用）について、物品処理伺書により物品管理者に報告し、廃棄の事務手続を実施した。</p>

## 令和3年度包括外部監査

監査のテーマ：公園緑地部が所管する公園等の整備・維持管理に係る事務の執行及び千葉市出資団体である株式会社千葉マリスタジアムの出納その他の事務の執行について

### 第3 外部監査の結果 II 各論としての外部監査結果

#### II-2 大規模公園等の監査結果について 1. 千葉公園の監査結果について (3) 結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>④ 物品の廃棄について【中央・美浜公園緑地事務所】（報告書 P153）</p> <p>千葉市では、公園緑地事務所の建物の老朽化への対応を図るため、令和3年度組織改正により、千葉公園内の旧中央・稲毛公園緑地事務所を廃止し、中央・美浜公園緑地事務所及び花見川・稲毛公園緑地事務所に再編した。</p> <p>千葉公園への現場往査において、旧中央・稲毛公園緑地事務所で使用した物品（図面保管キャビネ）が不用決定前の状態で事務所内に残置されていた。当該図面キャビネは、事務所再編後には使用されないことが決定されていた。</p> <p>物品会計規則では、第42条第1項第1号において、修繕又は改造等の処理をしても使用の見込みがないと認められる物品は、不用の決定をすることができるとされている。</p> <p>廃棄予定の物品については、旧事務所が閉鎖した際に再利用を検討したうえで、廃棄することを意思決定しているため、廃棄の意思決定後は、速やかに不用決定を行い、廃棄処分等を行うべきであった。</p> <p><b>【結果（指摘）】</b></p> <p>旧中央・稲毛公園緑地事務所の廃止に伴う備品の廃棄については、修繕又は改造等の処理をしても使用の見込みがないと認められる場合は、適時に不用決定を行ったうえで、速やかに廃棄されたい。</p>	<p>廃棄予定の物品について、物品処理伺書により不用決定を行い、廃棄の事務手続を実施した。</p>

令和3年度包括外部監査

監査のテーマ：公園緑地部が所管する公園等の整備・維持管理に係る事務の執行及び千葉市出資団体である株式会社千葉マリスタジアムの出納その他の事務の執行について

第3 外部監査の結果 II 各論としての外部監査結果

II-2 大規模公園等の監査結果について 1. 千葉公園の監査結果について (3) 結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>⑫ 指定管理者が寄贈した物品について【公園管理課】（報告書 P165）</p> <p>千葉市において指定管理者を募集するにあたり、利益の還元方法を定めている。</p> <p>平成28年度～平成29年度にかけて、千葉公園では指定管理者からモルテンデジタイマー、長机及びパイプ椅子の寄贈を受けているが、公園管理課においては、寄附目録に記載しておらず、物品等の台帳にも登録していなかった。</p> <p>物品の寄贈があった場合には、物品会計規則第23条に基づき、その受入れを所属の物品取扱員等に通知するとともに、第46条に基づき、物品の分類及び品目ごとにその増減等による数量、現在高その他必要な事項を記録する必要がある。実際の物品と備品明細一覧表等の帳簿との間に不一致が生じていることから、合规性に対する違反であると認められた。</p> <p>【結果（指摘）】</p> <p>指定管理者から寄贈された備品について、物品会計規則に則り、物品の受入処理を行い、備品明細一覧表等の帳簿に記載されたい。</p>	<p>指定管理者から寄贈された物品のうち、備品として登録すべきものについて、令和4年3月11日に備品登録を行った。</p>

## 令和3年度包括外部監査

監査のテーマ：公園緑地部が所管する公園等の整備・維持管理に係る事務の執行及び千葉市出資団体である株式会社千葉マリスタジアムの出納その他の事務の執行について

### 第3 外部監査の結果 II 各論としての外部監査結果

#### II-2 大規模公園等の監査結果について 4. 花島公園の監査結果について (3) 結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>②公園内の遊具について【花見川・稲毛公園緑地事務所】（報告書 P200）</p> <p>花島公園では、遊具の材質や構造に基づく危険性や遊具の設置に係る施工の状況による危険性について評価を実施しており、遊具ごとにハザード1（良い）～ハザード3（悪い）までの評価を行っている。</p> <p>同公園内には、土台となるコンクリートがむき出しになっている健康遊具が設置されており、ハザード3と評価されているが、現場往査時点では対策が取られない状態であった。</p> <p>【結果（指摘）】</p> <p>花島公園において利用者が安全に安心して遊具を使用することができるように、花見川・稲毛公園緑地事務所は、ハザード3と評価された花島公園の健康遊具について、応急対応を含め、その危険性を除く対策を取られたい。</p> <p>なお、現場往査時において土台となるコンクリートがむき出しになっている遊具の状況を指摘した結果、事務所として危険性を除去する対応策がとられた。</p>	<p>ハザード3の評価となっている健康遊具について、令和3年度中に基礎部を土で埋める対策を実施した。</p>

## 令和3年度包括外部監査

監査のテーマ：公園緑地部が所管する公園等の整備・維持管理に係る事務の執行及び千葉市出資団体である株式会社千葉マリスタジアムの出納その他の事務の執行について

### 第3 外部監査の結果 II 各論としての外部監査結果

#### II-2 大規模公園等の監査結果について 4. 花島公園の監査結果について (3) 結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>⑩原動機付自転車の解体処分について【公園管理課】（報告書 P219）</p> <p>花島公園においては、原動機付自転車（ヤマハメイト、千葉県6か1461）を保有している。当原動機付自転車は、球技場の整備運用のために使用されていたが、現在は、指定管理者が有している車両又は公園管理課が有している他の車両によって、整備を行っており、平成31年度以降使用していない状態であった。</p> <p>市所管課においては、今後使用見込みがないことから当原動機付自転車の不用決定を行っているにも拘らず、物理的な処分がされていない。</p> <p>千葉市庁用自動車管理規程第2条により、原動機付自転車は庁用自動車に該当し、千葉市物品会計規則に従って適正に管理することとされている。同規則第42条では、将来使用の見込みがないと認められる物品については、物品処理伺書により不用の決定をすることができるとされている。また、同規則第43条第2項では、不用の決定をした物品のうち、売り払うことができないと認められるものについては、廃棄処分をすることができるとされている。</p> <p>不用の決定がされた原動機付自転車について、速やかに解体（スクラップ）処分が行われていない事務は適切ではない。原動機付自転車を長期間残置したことで、得られるべき収入がなくなり、逆に市が費用負担を行う危険性が高い。公金の支出につながる可能性がある点で、実質的に内部統制上の重大な不備であると認められる。</p> <p><b>【結果：指摘】</b></p> <p>物品管理事務の適正性を確保し、物品の適切かつ効率的な使用と管理を実施するためには、公園管理課は、既に用途廃止（抹消登録）の事務手続が完了し、使用の見込みがなく売り払うことができないと認められる原動機付自転車については、</p>	<p>使用見込みのない原動機付自転車について、リサイクル事業者に依頼し、適切に処分した。</p>

<p>限りある資源の有効活用という点を踏まえながら、速やかに車体を解体（スクラップ）処分されたい。</p>	
---	--

## 令和3年度包括外部監査

監査のテーマ：公園緑地部が所管する公園等の整備・維持管理に係る事務の執行及び千葉市出資団体である株式会社千葉マリスタジアムの出納その他の事務の執行について

### 第3 外部監査の結果 II 各論としての外部監査結果

#### II-2 大規模公園等の監査結果について 4. 昭和の森の監査結果について (3) 結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>④指定管理者制度における施設修繕と備品管理について【緑公園緑地事務所】（報告書 P258）</p> <p>指定管理者は、施設が有する機能および性能を保ち、合理的かつ効率的な維持管理を実施し、物理的劣化による危険・障害の発見・点検に努めることにより適切に維持管理業務を遂行し、利用者の利便性・快適性の確保に努めなければならない、指定管理者の責めに帰すべき場合の施設の損傷については、指定管理者の負担となる。</p> <p>昭和の森の指定管理の事務分担において、緑公園緑地事務所は、「千葉市が指定管理者に対して無償で貸与する、千葉市所有の什器・備品の更新等、指定管理業務に含まれない業務の予算事務及び執行」については、引き続き実施することとされている。</p> <p>緑公園緑地事務所では指定管理者に対して備品台帳を貸与しておらず、運営基準に規定されている修繕の取扱いにおいて、いずれの者の責による劣化、破損等の修繕かを特定することが困難となることが懸念される。</p> <p><b>【結果：指摘】</b></p> <p>指定管理者制度における備品管理については、指定管理者による什器・備品の維持管理を適正に実施し、修繕の負担関係が不明瞭な什器・備品の存在を早期に解消する必要があることから、緑公園緑地事務所は、施設に配備してある千葉市所有の什器・備品について、指定期間開始後、速やかに指定管理者へ備品台帳を貸与する事務を徹底されたい。</p>	<p>令和3年度に備品台帳を整理し、指定管理者へ貸与した。</p>

### 令和3年度包括外部監査

監査のテーマ：公園緑地部が所管する公園等の整備・維持管理に係る事務の執行及び千葉市出資団体である株式会社千葉マリスタジアムの出納その他の事務の執行について

### 第3 外部監査の結果 II 各論としての外部監査結果 II-2 大規模公園等の監査結果について

#### 8. 千葉マリスタジアムの監査結果について (3) 監査結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>⑥スタジアム管理契約書に記載の審査基準等の未入手について【(株)千葉ロッテマリーンズ】（報告書P317）</p> <p>(株)千葉マリスタジアムは、(株)千葉ロッテマリーンズと施設管理業務委託契約を締結しており、マリスタジアムの施設管理及び使用料の収納に関する業務を受託している。</p> <p>施設管理業務委託契約書では「スタジアムの供用」業務を行うに際して、利用者からの利用申請に対して、利用を許可する判断審査基準、利用の可否を判断するための標準的な期間及び利用を許可しない判断基準に係る規定を、(株)千葉ロッテマリーンズが作成し、(株)千葉マリスタジアムに示すこととされているが、(株)千葉ロッテマリーンズは審査基準等を作成したうえで、(株)千葉マリスタジアムに対して提示していないため、(株)千葉マリスタジアムとの間で審査基準等を共有しておらず、使用許可業務の実施に係る審査基準、標準処理期間及び処分基準に基づく実務に関して共通の判断が常に確保されているとは言えないと考える。</p> <p><b>【結果：指摘】</b></p> <p>(株)千葉ロッテマリーンズは、施設管理業務に係る契約書第16条に記載されている審査基準等を作成し、その基準等に基づきスタジアムの供用業務が実施できるよう、(株)千葉マリスタジアムへ提示されたい。</p>	<p>(株)千葉ロッテマリーンズは、令和4年4月1日から適用される審査基準を作成し、(株)千葉マリスタジアムに提示した。</p>



## 令和3年度包括外部監査

監査のテーマ：公園緑地部が所管する公園等の整備・維持管理に係る事務の執行及び千葉市出資団体である株式会社千葉マリスタジアムの出納その他の事務の執行について

### 第3 外部監査の結果 II 各論としての外部監査結果 II-3 出資団体の監査結果について

#### 1. 株式会社千葉マリスタジアムの監査結果について (3) 監査結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>① 賞与引当金について【(株)千葉マリスタジアム】(報告書P368)</p> <p>(株)千葉マリスタジアムは、第32期の決算書において、2021年6月に支給する予定の賞与として1,200万円の未払費用を計上しているが、当該賞与は6月1日を基準日とし当該基準日に在籍しない社員に対しては賞与を支給しないことから、対価を支払う義務が確定しているとは言えない。</p> <p>また、「臨時給与支給要綱」において基準日前の6か月間における在職期間に応じて設定された期間率が臨時給与Aを算定する際に用いられていることより、2021年6月に支払う賞与は、2020年12月から2021年5月までの6か月間の労働に対する対価であると考えられ、2021年3月末日においては、2021年6月に支払う賞与全体を6か月間とした場合の4か月間に相当する賞与支払い額が負債として発生していると考えられる。</p> <p>具体的には、(株)千葉マリスタジアムが2021年6月に支払う賞与として見積もった1,200万円のうち、800万円が発生した費用額と考えられる。</p> <p>以上より、(株)千葉マリスタジアムは、2021年3月末時点において、本来は賞与を800万円計上すべきところ、1,200万円計上しており、400万円だけ負債が過大に計上されているのは会計実態を忠実に表していない。</p> <p>さらに、2021年3月末時点において、(株)千葉マリスタジアムは上記の賞与に係る社会保険料を負担することが見込まれるため、2021年6月において支払う賞与に係る社会保険料負担額の全体を6か月間とした場合の4か月間に相当する賞与に係る社会保険料負担額が負債として発生していると考えられる。しかし、(株)千葉マリスタジアムは上記の4か月間に相当する賞与に係る社会保険料負担額を負債として認識していないのは</p>	<p>令和4年6月支給分から、賞与については賞与引当金として適正な額を計上するとともに、社会保険料の会社負担分についても未払費用として計上している。</p>

会計実態を忠実に表していない。なお、会社が負担する社会保険料を賞与支給額800万円の13%とした場合、104万円が社会保険料負担額になる。

**【結果：指摘】**

(株)千葉マリスタジアムは、6月支払うことが見込まれる賞与支給額に対して、未払費用として計上することはではなく適正な勘定科目である賞与引当金として計上する必要がある。また、賞与引当金として計上する額は、6月に支給されることが見込まれる賞与支給額全体を6か月分とした場合の4か月分とする必要がある。さらに、6月に支給されることが見込まれる賞与支給額に対して、会社が負担することが想定される社会保険料について2021年3月末時点において発生が見込まれる金額について負債を認識する必要がある。そのため、これらの会計処理上の問題を改善されたい。

## 令和3年度包括外部監査

監査のテーマ：公園緑地部が所管する公園等の整備・維持管理に係る事務の執行及び千葉市出資団体である株式会社千葉マリスタジアムの出納その他の事務の執行について

### 第3 外部監査の結果 II 各論としての外部監査結果 II-3 出資団体の監査結果について

#### 1. 株式会社千葉マリスタジアムの監査結果について (3) 監査結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>⑤スタジアム管理契約書に記載の審査基準等の未入手について【(株)千葉マリスタジアム】(報告書P376)</p> <p>(株)千葉マリスタジアムは、(株)千葉ロッテマリーンズと施設管理業務委託契約を締結しており、マリスタジアムの施設管理及び使用料の収納に関する業務を受託している。</p> <p>施設管理業務委託契約書では「スタジアムの供用」業務を行うに際して、利用者からの利用申請に対して、利用を許可する判断審査基準、利用の可否を判断するための標準的な期間及び利用を許可しない判断基準に係る規定を、(株)千葉ロッテマリーンズが作成し、(株)千葉マリスタジアムに示すこととされているが、(株)千葉マリスタジアムは、判断基準等を(株)千葉ロッテマリーンズから入手していないにも拘らず、マリスタジアムの利用の可否を判断しているため、(株)千葉ロッテマリーンズが千葉市に提出した判断基準等と乖離した判断を行うリスクがある。</p> <p><b>【結果：指摘】</b></p> <p>(株)千葉マリスタジアムは、株式会社千葉ロッテマリーンズと締結した施設管理業務に係る契約書第16条に記載されている審査基準等の内容を確認し、その内容を踏まえて「スタジアムの供用」業務を実施されたい。</p>	<p>(株)千葉マリスタジアムは、令和4年4月1日から適用される審査基準を(株)千葉ロッテマリーンズより受領し、確認を行った。</p>

## 令和3年度包括外部監査

監査のテーマ：公園緑地部が所管する公園等の整備・維持管理に係る事務の執行及び千葉市出資団体である株式会社千葉マリスタジアムの出納その他の事務の執行について

第3 外部監査の結果 II 各論としての外部監査結果 II-4 第3次実施計画事業の監査結果について 4. 市民緑地の推進事業等の監査結果について (3) 監査結果 ④千葉市内都市公園に設置する自動販売機の設置許可について

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>ア. 年度毎の利用状況及び収支状況報告書の入手・確認について【公園管理課】（報告書 P407）</p> <p>設置許可における、都市公園施設設置許可条件書（以下、本項において「許可条件書」という。）においては、許可受者に対して年度毎の利用状況及び収支状況の報告が定められているが、平成30年度の設置許可以降、いずれの採用業者からも年度毎の利用状況及び収支状況報告書（以下、本項において「年度報告書」という。）は提出されていなかった。また、未提出の業者に対して督促等が実施されていなかった。</p> <p>このような運用の原因は、許可条件書において年度報告書の提出の必要性とその規定がなく、また、許可条件書における当該取扱いの趣旨について、十分な理解が欠けていたことにあると考えられる。</p> <p>年度報告書の提出については、採用業者の適正な業務運営を促す統制としての機能、異常性（極端に多いか又は少ない販売数や売上金額）の把握、今後の自動販売機設置運営又は次回以降の公募の方針決定に資する情報収集（設置場所や上限金額等）等、その目的は多数あり、事業者の未提出を放置することなく提出を要請すべきであった。</p> <p><b>【結果：指摘】</b></p> <p>採用業者からの年度報告書については、許可条件書に従い提出を要請し、運営状況について把握や確認を実施されたい。</p>	<p>令和4年1月に全ての業者に年度報告書を提出させ、運営状況の確認を行った。</p>

### 令和3年度包括外部監査

監査のテーマ：公園緑地部が所管する公園等の整備・維持管理に係る事務の執行及び千葉市出資団体である株式会社千葉マリスタジアムの出納その他の事務の執行について

第3 外部監査の結果 II 各論としての外部監査結果 II-4 第3次実施計画事業の監査結果について 4. 市民緑地の推進事業等の監査結果について (3) 監査結果 ④千葉市内都市公園に設置する自動販売機の設置許可について

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>イ. 年度毎の維持管理計画書の入手・確認について【公園管理課】（報告書 P408）</p> <p>設置許可における、都市公園施設設置許可条件書（以下、本項において「許可条件書」という。）においては、許可受者に対して年度当初の維持管理計画書の提出について、「提出しなければならない」と規定されているが、提案募集の際の必要書類の一つとして提出を受けていることから、毎年度当初において、口頭にて変更の有無を確認し、変更がない場合には、計画書の提出を省略しているとしているが、許可条件書の定めに従った取扱いとは異なる運用となっていた。</p> <p>このような運用の原因は、許可条件書における当該取扱いの趣旨について、十分な理解が欠けていたことにあると考えられる。</p> <p>口頭での確認で変更のない場合には提出を省略するという現在の運用について、自動販売機の維持管理に特別の問題が生じないと判断される合理的な理由がある場合には、許可条件の変更も検討する必要がある。</p> <p><b>【結果：指摘】</b></p> <p>維持管理計画書については、適正な維持管理を行うためにも許可条件書に従い提出を要請されたい。</p>	<p>令和4年1月に全ての業者に維持管理計画書を提出させ、内容の確認を行った。</p>